受 917 号
23.9.09
小郡三井医師会

福県医発第１３９４号（地）
平成２３年　９月　８日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松 田　峻 一 良
（公 印 省 略）

犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて

犯罪被害等の第三者の行為（第三者行為）による傷病について医療保険の給付を行う際、医療保険の保険者の中には、その第三者行為の加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した加害者の誓約書を被害者（被保険者）に提出させることを条件とするところがあり、そのため被害者の一部に「犯罪被害等による傷病の治療には健康保険は使用できない」といった誤解を生じている状況が見られるとのことから、今般、第２次犯罪被害者等基本計画（平成23年３月25日閣議決定）に、犯罪による被害を受けた者であっても医療保険を利用することが可能である旨、また、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等（誓約書等）の有無にかかわらず医療保険給付が行われる旨、厚生労働省より保険者及び医療機関に周知すること等が盛り込まれたところであります。

これを踏まえ、厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長より日本医師会を通じて、別紙のとおり、犯罪の被害によるものなど第三者行為による傷病については、誓約書等の提出がなくとも医療保険の給付が行われる旨、別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

なお、本取扱いにつきましては、第三者行為を原因とする自動車事故等の場合におきましても同様の取扱いとなりますが、本来、自動車事故等による被害を受けた場合、一義的には被害者は自動車事故等による被害者救済を目的とした自動車損害賠償保障法（自賠法）に基づく自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）によって保障を受けるものであり、その点につきましては日本医師会より厚生労働省担当部局に確認済みであります。

また、犯罪被害による傷病のほか、第三者行為を原因とする自動車事故等による傷病に対し、何らかの理由により先に医療保険から保険給付が行われた場合、医療保険の保険者から加害者（又は加害者の加入する自賠責保険の保険者）

に対し適正に求償する必要があること、さらに被害者（被保険者）は第三者行為によって生じた傷病であること等を保険者に届け出る義務があることを被保険者へ周知することにつきましても、日本医師会が強く要望された結果、本通知において明記されました。

つきましては、各保険医療機関におかれましても、第三者行為による傷病の治療にあたり、保険者への誓約書等の提出の有無にかかわらず、被害者本人が保険診療を希望された場合には適切に対応していただくよう、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

（保 126）
平成２３年８月２３日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
鈴　木　邦　彦

犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて

犯罪被害等の第三者の行為（第三者行為）による傷病について医療保険の給付を行う際、医療保険の保険者の中には、その第三者行為の加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した加害者の誓約書を被害者（被保険者）に提出させることを条件とするところがあり、そのため被害者の一部に「犯罪被害等による傷病の治療には健康保険は使用できない」といった誤解を生じている状況が見られるとのことから、今般、第２次犯罪被害者等基本計画（平成２３年３月２５日閣議決定）に、犯罪による被害を受けた者であっても医療保険を利用することが可能である旨、また、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等（誓約書等）の有無にかかわらず医療保険給付が行われる旨、厚生労働省より保険者及び医療機関に周知すること等が盛り込まれたところであります。

これを踏まえ、厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長より、別添のとおり、犯罪の被害によるものなど第三者行為による傷病については、誓約書等の提出がなくとも医療保険の給付が行われる旨、関係機関に対し通知が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、本取扱いにつきましては、第三者行為を原因とする自動車事故等の場合におきましても同様の取扱いとなりますが、本来、自動車事故等による被害を受けた場合、一義的には被害者は自動車事故等による被害者救済を目的とした自動車損害賠償保障法（自賠法）に基づく自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）によって保障を受けるものであり、その点につきましては厚生労働省担当部局に確認済みであります。

また、犯罪被害による傷病のほか、第三者行為を原因とする自動車事故等による傷病に対し、何らかの理由により先に医療保険から保険給付が行われた場合、医療保険の保険者から加害者（又は加害者の加入する自賠責保険の保険者）に対し適正に求償する必要があること、さらに被害者（被保険者）は第三者行為によって生じた傷病であること等を保険者に届け出る義務があることを被保険者へ周知することにつきましても、本会より強く要望した結果、本通知において明記されました。

つきましては、各保険医療機関におかれましても、第三者行為による傷病の治療にあたり、保険者への誓約書等の提出の有無にかかわらず、被害者本人が保険診療を希望された場合には適切に対応していただきたく、貴会会員への周知方ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

１．犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて

（平 23.8.9　保保発第 0809 第 4 号　厚生労働省保険局保険課長
保国発第 0809 第 3 号　厚生労働省保険局国民健康保険課長
保高発第 0809 第 4 号　厚生労働省保険局高齢者医療課長）

別　紙

保保発０８０９第４号
保国発０８０９第３号
保高発０８０９第４号
平成２３年　８月　９日

日　本　医　師　会　長　殿
日　本　歯　科　医　師　会　長　殿
日　本　薬　剤　師　会　長　殿

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省保険局高齢者医療課長

犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて

犯罪や自動車事故等の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号））において、一般の保険事故と同様に、医療保険の給付の対象とされています。

また、犯罪の被害によるものなど、第三者の行為による傷病について医療保険の給付を行う際に、医療保険の保険者の中には、その第三者行為の加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した加害者の誓約書を、被害者である被保険者に提出させるところもあるようですが、この誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、提出がなくとも医療保険の給付は行われます。

今般、第２次犯罪被害者等基本計画（平成23年３月25日閣議決定）に、犯罪による被害を受けた者でも医療保険を利用することが可能である旨や、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず医療保険給付が行われる旨を、保険者や医療機関に周知すること等が盛り込まれたことを踏まえ（別添）、上記の取扱いについて改めて周知をしますので、その趣旨を踏まえて適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、自動車事故による被害を受けた場合の医療保険の給付と自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）による給付の関係については、自動車事故による被害の賠償は自動車損害賠償保障法では自動車の運行供用者がその責任を負うこととしており、被害者は加害者が加入する自賠責保険によってその保険金額の限度額までの保障を受けることになっています。その際、何らかの理由により、加害者の加入する自賠責保険の保険者が保険金の支払いを行う前に、被害者の加入する医療保険の保険者から保険給付が行われた場合、医療保険の保険者はその行った給付の価額の限度において、被保険者が有する損害賠償請求権を代位取得し、加害者（又は加害者の加入する自賠責保険の保険者）に対して求償することになります（健康保険法第57条第１項、船員保険法第45条第１項、国民健康保険法第64条第１項及び高齢者の医療の確保に関する法律第58条第１項）。

一方で、加害者が不明のひき逃げ等の場合や自賠責保険の補償の範囲を超える賠償義務が発生した場合には、被害者の加入する医療保険の保険者が給付を行ったとしても、その保険者は求償する相手先がないケースや結果的に求償が困難なケースが生じ得ます。このような場合であっても、偶発的に発生する予測不能な傷病に備え、被保険者等の保護を図るという医療保険制度の目的に照らし、医療保険の保険者は、求償する相手先がないことや結果的に求償が困難であること等を理由として医療保険の給付を行わないということはできません。

さらに、加害者が自賠責保険に加入していても、速やかに保険金の支払いが行われない場合等、被害者である被保険者に一時的に重い医療費の負担が生じる場合も考えられるため、このような場合も上記と同様の趣旨から、医療保険の保険者は、被保険者が医療保険を利用することが妨げられないようにする必要があります。これらの取扱いは、その他の犯罪の被害による傷病についての医療保険の給付でも同様です。

なお、上記の例のように、医療保険の給付の原因となった傷病が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療保険各法は、被害者である被保険者（国民健康保険では、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員）に対して、その事実等を保険者に届け出ることを義務づけているため、各保険者においては、その旨を被保険者等に周知するとともに、医療保険の給付を行った際には届出の提出

を求め、加害者に対する適正な求償を行っていただくようお願いします。(健康保険法施行規則第65条、船員保険法施行規則第57条、国民健康保険法施行規則第32条の6及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第46条)

［別添］

◎　第２次犯罪被害者等基本計画（平成 23 年３月 25 日閣議決定）（抄）

Ⅴ　重点課題に係る具体的施策

２　給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第 13 条関係）

(8) 医療保険の円滑な利用の確保

厚生労働省において、犯罪による被害を受けた被保険者が保険診療を求めた場合については、現行制度上加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず保険給付が行われることになっている旨、保険者に周知する。また、医療機関に対して、犯罪による被害を受けた者であっても医療保険を利用することが可能であることや、誓約書等の提出がなくても保険者は保険給付を行う義務がある旨保険者あてに通知していることについて、地方厚生局を通じて周知する。【厚生労働省】